

令和2年度

相馬市下水道事業会計
経営健全化審査意見書

相馬市監査委員

3 相 監 第 5 号
令和3年7月21日

相馬市長 立 谷 秀 清 様

相馬市監査委員 菊 地 利 宗

相馬市監査委員 門 馬 優 子

令和2年度相馬市下水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和2年度相馬市下水道事業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果についての意見を次のとおり提出します。

令和2年度 相馬市下水道事業会計経営健全化審査意見

第1 準拠基準 相馬市監査基準

第2 審査の種類 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率審査

第3 審査の対象 令和2年度相馬市下水道事業会計の資金不足比率

第4 審査の着眼点

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第5 審査の内容

(1) 審査期間 令和3年6月17日から令和3年7月16日まで

(2) 実施場所 相馬市監査委員事務局

(3) 実施内容 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、関係職員の説明を求めながら、他に必要な証憑類と突合し審査した。

第6 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
公共下水道事業	0.0%	0.0%	20.0%
農業集落排水事業	0.0%	0.0%	20.0%

個別意見

(1) 資金不足比率について

公共下水道事業及び農業集落排水事業において、令和2年度の資金不足はなく、資金不足比率は算定されない。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。